	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）		ファー比率（%）	ファー比率（%）（経過措置ベース）	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）		ファー比率（%）	ファー比率（%）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（注意事項）

［１～３　略］

［削る。］

４　［略］

（様式Ｂ－３）

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%

（注意事項）

１　「連結レバレッジ比率」とは、金融商品取引法第46条の６に規定する自己資本規制比率における連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める比率をいう。

２　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

２　［略］

	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）		ファー比率（%）	ファー比率（%）（経過措置ベース）	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）		ファー比率（%）	ファー比率（%）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（注意事項）

［１～３　同左］

４　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

５　［同左］

［加える。］

２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。